

日韓両国の金融システムとその比較

小林 博

はじめに

1. 日本の金融システム
 - (1) 戦後金融システムの特徴
 - (2) 金融システムの改革・自由化
 - (3) 今後の金融システムのあり方
2. 韓国の金融システム
 - (1) 通貨危機発生までの金融システム
 - (2) 通貨危機の発生
 - (3) 通貨危機発生後の金融システム改革
 - (4) 改革の成果と今後の課題
3. 日本と韓国の金融システム比較
 - (1) 類似点
 - (2) 相違点

おわりに

はじめに

日本と韓国両国については、欧米先進国と比較すれば、共に東アジアに位置する後発の工業国であること、国家が経済発展を主導してきたこと、系列や財閥という形態で企業のグループ化が見られることなどの共通点がある。第2次世界大戦後の両国金融システムについても、銀行部門が中心となり経済発展に必要な資金を供給してきたという共通点があった。

しかし、金融システムの中での銀行の役割、位置付けは、共通点もあったものの基本的には大きく異なるものであった。両国においては金融システムの自由化が進められたが、1990年代日本においては不良債権問題、韓国においては通貨危機が発生することとなり両国の金融システムは大きく動搖した。両国とも公的資金の注入などにより最終的には大きな混乱は回避されたが、現在両国金融システムはどのような問題を抱えており、その安定化のためにはどのような取組みが必要とされているのであろうか。本稿では、まず両国における第2次大戦後の金融システムの特徴、改革の動きにつき述べた後、両国金融システムの類似点や相違点をまとめてみることとする。

1. 日本の金融システム

(1) 戦後金融システムの特徴

日本の戦後の金融システムは、第2次大戦前から戦時期にかけ導入された統制システムの中から一定のものを継承しつつ、戦後新たに導入されたものを加え形作られ、長く維持されてきたが、その大きな特色としては、規制色が強かったこと、裁量型行政であったこと、銀行中心の間接金融優位のシステムであったこと、その間接金融もメインバンク・システムという形態をとったことなどがあった。

(I) 金融規制

第2次大戦後、わが国経済が復興し高度成長を実現していくためには、安定した金融システムの確立が必要であった。日本の金融当局は以下に挙げるようなさまざまな競争制限的な規制により銀行を保護し金融システムの安定を維持しようとした。

①新規参入規制、店舗規制

新規参入規制に関しては、銀行数が増えることによる競争激化を抑えること、経営に問題のある銀行が設立されることによる金融の混乱を未然に防ぐことなどが規制の主な理由であった。1950年代前半地方銀行12行が新設されたが、その後は1957年日本不動産銀行（その後日本債券信用銀行へ名称変更）が新設されたのみであった。1980年代に入っても、外国銀行による信託銀行設立、1989年の相互銀行の普通銀行への転換すなわち業務形態の変更という極めて限定された形でのみ認められた。このため例えば大規模銀行についてみると、都市銀行13行（但し外国為替専門銀行としての東京銀行を含む）、長期信用銀行3行、信託銀行7行の体制が長く維持された。

店舗規制とは、新しく店舗を開設することを制限することであり、新規参入規制を補完するものであった。規制内容は、金融機関の種類や時期により異なったが、総じて言えば都市銀行に対しては厳しく、信用組合などの小規模業態に対しては緩やかであった。

②業務分野規制

(A) 長期金融・短期金融分離

長期金融と短期金融を分離させることにより、金融機関間の競争を回避すると共に、それぞれの金融機関が専門性を生かすことにより資金を効率的に活用する目的もあった。特に重化学工業化のための長期資金の安定的供給が重要であり、そのための専門金融機関として長期信用銀行、信託銀行が位置付けられた。この長短分離は、1952年の長期信用銀行法の制定により法制化された¹⁾。

資金の運用期間については、特に制限が設けられなかつたが、調達期間につき形態別金融機関ごとに一定の制限を設けることにより運用期間に長短の差が生じることが意図された。具体的な最長調達期間としては、長期信用銀行の金融債：5年、信託銀行の貸付信託：5年とされたのに対し、当初1971年1月までは普通銀行の定期預金は最長1年とされた。

(B) 銀行・証券分離

1948年制定の証券取引法第65条により、投資目的とする場合等を除き、銀行による公共債関連業務以外の証券業務は禁止されてきた。証券取引法第65条は、大不況期における金融混乱に対応するため1933年制定された米国グラス・スティーガル法に基づいているが、銀行業務と証券業務を分離する目的としては、危険が大きいと考えられる証券業務からの

銀行の分離、銀行による産業支配の回避、conflict of interest（利益相反）発生の回避、証券業界の育成等があったと考えられる。

(C) 銀行・信託分離

信託銀行は長期信用銀行とともに長期金融専門金融機関と位置付けられた。信託業務を行うためには、銀行が兼営法により信託業務兼営の許可を取得することが必要であったが、大蔵省は、1953年の銀行局長通達により、銀行の信託業務兼営は原則として認めないこととした²⁾。そのため1985年から1986年にかけ外銀系信託銀行9行の設立が認められるまでは、信託業務は信託銀行7行、都市銀行1行（大和銀行）、地方銀行2行（琉球銀行、沖縄銀行）計10行のみが行う期間が長く続くこととなった。

(D) 金利規制

日本における金利規制は、主として預本金利、貸出し金利、公社債市場における発行金利に関し行われてきた。このうち預本金利と貸出し金利に関する規制は、銀行間の過当競争の排除や、経済発展を金融面から支えるため企業への低利融資を可能とするため1947年施行の臨時金利調整法に基づき設けられた。公社債発行利回りに関しては、当局を含む関係者の間で申し合わせの上決定されていた³⁾。特に預本金利と貸出し金利が規制されたことにより、銀行にとっては利ざや収入が確保されることになった。こうして金利規制は、銀行を競争から守るという戦後金融行政を実効あらしめるための重要な手段の1つとして位置づけられることとなった。

(II) 裁量型行政

戦間期の1927年、金融恐慌の発生にまで至った不安定な金融情勢に対応するため銀行法が公布されたが、この銀行法では具体的な規定は余り設けられず、例えば、自己資本の充実、大口融資規制などについては大蔵省による行政指導が裁量的に行われることになった。その後の銀行行政の骨格はこの銀行法により規定されたといってよく、大蔵省が強い裁量権限を持つ金融システムが1990年代まで続くことになった⁴⁾。

(III) 戦後の間接金融

第2次大戦前の1936年頃までは、企業による資金調達は株式や社債発行による直接金融形態のものが主体と言えたが、それ以降は金融機関からの借入れ、すなわち間接金融が主体となつた⁵⁾。

戦後においても資産家の没落や戦後インフレによる金融資産蓄積水準の低下等から資本市場は発達しなかった⁶⁾。特に「起債会」が社債発行に関しその量、金利、銘柄などの調整を行ったため社債市場は抑制されたと言ってよく、直接金融が制限されることになった⁷⁾。さらに、次に述べるメインバンク・システムが確立されていったことも間接金融が固まる一因となつたと考えられる。

(IV) メインバンク制

第2次大戦前の1939年頃からローン・シンジケーションが出現したが、1944年の軍需融資指定金融機関制度により各軍需会社は1行又は2行の銀行に割当てられ、これらの銀行は融資協力団を組成することを認められた。2行の場合、いずれかが過去の関係などから幹事行として指定された。こうした過程において戦後のメインバンク・システムの源流が作られたのである⁸⁾。

このように源流は戦前から戦中期にあると考えられるが、戦後メインバンク・システム

が形作られていった直接的な原因としては、まず第1に復興金融公庫の廃止に伴い、従来顧客関係の希薄であった企業への貸し出しが増加し、ローン・シンジケーションの組成或いはメインバンクによるモニタリングが必要となったこと、第2に証券の民主化により、企業買収が活発化したため、乗っ取り防止等を目的として金融機関と企業間の株式持合いが進展したことなどがある⁹⁾。

(2) 金融システムの改革・自由化

金融システムの改革や自由化は1970年代後半頃から進んだが、規制色の強かったわが国金融システムの改革、自由化が進められた背景としては、①わが国経済・金融の国際化の進展と、欧米諸国からの金融自由化への圧力が強まつたこと、②1975年以降の財政赤字ファイナンスのための国債大量発行が国債市場の拡大をもたらしたこと、③安定成長への移行、所得伸び率の低下により民間非金融部門の金利選好意識が強まつたこと、④企業や個人のニーズの多様化により金融機関分業化での対応が困難となってきたこと、などを挙げることができよう。

国際化との関連では、1984年5月、「日米円・ドル委員会報告書」および大蔵省「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」が出されたが、ユーロ円取引の自由化を軸としたわが国金融市场の自由化、国際化が謳われ、その後実施に移された。

全般的なわが国金融システムのあり方については、1985年9月から金融制度調査会が検討を開始し、その後1989年からは証券取引審議会が新しい証券のあり方につき検討開始した。調査会、審議会の取りまとめを受け、1992年3月「金融制度改革関連法」が国会に提出され、同年6月に成立、93年4月に施行となった。これに伴い、その後順次業態別子会社が設立され、銀行、証券会社、信託銀行による子会社設立を通じた相互参入が実現するなど、わが国の金融システムは、当局による保護から、金融機関間の競争の時代へと大きく転換していくこととなった。

以下、改革、自由化の内容をより具体的に説明する。

(I) 新規参入規制、店舗規制

前述の通り原則として新たな銀行設立は認めない銀行行政が続いたが、2001年にはイトヨーカ堂によるアイワイバンク銀行、ソニーによるソニー銀行の設立など他業種企業による新銀行設立が実現した。この他ジャパンネット銀行、イーバンク銀行の2行がインターネットバンクとして設立された。このように異業種から銀行業への参入や、新たな銀行の設立が認められた理由としては、国民や企業にとり金融サービス選択幅の拡大がもたらされること、金融商品開発能力に優れた異業種企業が参入することのメリットなどがある。

店舗規制についても、平成14年の銀行法改正を機に営業所の設置や変更は銀行の判断に委ねられることとなり、それまでの許可制から届出制へと変更された¹⁰⁾。

(II) 業務分野規制

1980年代から1990年代にかけ改革が進み、現在では業務分野に関する規制は事実上ほぼ消滅したということができよう。

①長期金融・短期金融分離

銀行定期預金の最長預け入れ期間の延長により、調達面における普通銀行と長期信用銀行や信託銀行との間の差異は徐々に縮小していったが、1994年10月、5年もの定期預金が導入

され最長調達期間が共に5年となった。この時点で、長期金融と短期金融の分離を支えてきた制度的な基礎が完全に失われることとなった。なお銀行の調達期間に関しては、さらに1995年10月定期預金の期間制限が撤廃され、現在では10年もの定期預金が提供されており、また1999年10月には社債発行も解禁されることとなった。

②銀行・証券分離

1993年4月施行の金融制度改革関連法により、業態別子会社方式による相互参入が可能となった。これにより、銀行による、信託銀行、証券会社、信託銀行による証券会社、証券会社による銀行または信託銀行それぞれの設立が、子会社設立の形で可能となった。なおこうした業態別子会社の設立が可能となったことによる過度の影響を回避するため、例えば銀行の証券子会社による株式引受け業務は認めない等の激変緩和措置がとられたが、こうした措置も1999年10月には撤廃された¹¹⁾。

1997年の独禁法改正と、1998年の「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備に関する法律」の施行により、金融持株会社設立が可能となった。業態別子会社形式の下では、子会社を設立する形で相互参入が可能となったが、新たに設立される金融持株会社の下では、兄弟会社を設立する形で相互参入が可能となり、経営形態の選択肢が広がることとなった。銀行の組織形態の自由度は飛躍的に高まり、国際的にも遜色のないものとなった¹²⁾。

③銀行・信託分離

1980年代半ばより、外銀系信託銀行を加え計19行により信託業務が行われてきたが、銀行・証券分離と同様業態別子会社方式、金融持株会社の設立が可能となったことにより銀行・信託分離も事実上消滅したと言って良い。

(III) 金利規制

世界的な金利自由化の流れの中で、1975年頃から、レートが自由に設定される債券の現先市場が拡大し、銀行預金から現先市場へのシフトが進んだ。1977年4月国債保有金融機関による国債の市中売却が認められることにより、国債流通市場が拡大、発行条件も弾力化した。さらにはコール・レートなど他の金利の弾力化ももたらされることとなった。

こうした流れの中で、金利の自由化が進められた。まずわが国における預金金利自由化は、1979年5月の譲渡性預金（CD）導入に始まった。その後は漸進的な自由化ではあったものの、1994年10月、当座預金を除く預金金利の自由化が実現した。貸出し金利についても、短期プライム・レートについてみると、従来の公定歩合運動方式から、1989年以降は金利自由化の流れに沿い銀行の資金調達金利をベースとする新プライム・レート方式へと移行することとなった。

(3) 今後の金融システムのあり方

以上のように金融システムの自由化が進められたもののその自由化は漸進的であり、国際的にみれば自由化は十分とは言えないものであった。そのため1996年11月には当時の橋本首相により抜本的な自由化をねらいとする日本版ビッグバンが打ち出された。これにより、市場機能が有効に働くための競争的な環境整備を行い、直接金融のウェイトを高めることも主要な目的とされた。その後制度面の改革・整備が進められたが、改革、整備された制度が十分活用されているとは言えず、当初の意図した成果は得られてはいない。すなわち、直接金融のウェイトは高まらず、依然として間接金融の優位が続いている。

理由としては、長期にわたりマクロ経済、株式市場の停滞が続いたことに加え、安全志向の強い個人が株式などのリスク商品に向かわないこと、証券市場への国民の十分な信頼が得られないことなどがある。景気面では回復基調が強まりつつあり、株式価格も上昇に転じたが、今後は特に、個人による直接金融への参加を高めていくための証券税制や、市場監視体制など制度面での一層の整備が必要であろう。

ところで、従来のわが国の金融システムは、主として銀行と企業との間の長期的なリレーションシップを前提とした産業金融モデルと呼ばれるものであり、銀行が過度にリスクを吸収してきたシステムであった。不良債権問題もこうしたシステム下で深刻化したという面が強い。今後は市場参加者に広くリスクが分散される金融システムへと移行していくことが必要であり、そのためには価格メカニズムが機能する市場を通し資金が仲介される市場金融モデルのウェイトが高まる必要がある。

また銀行は、これまでとは異なった金融システムへの移行が求められる中で生き残っていくためにも、適正なリスク評価に基づきリターンの確保や非金利収入の増強により収益力を強化していくことも大きな課題として残されている。

郵便貯金や政府系金融機関などわが国の公的金融は、他の先進国では類をみないほど金融システムの中での位置付けが高い。公的機関であるが故に、これら機関は民間金融機関に比し貯金業務や融資業務において有利な点も多く、民間金融機関の業務を圧迫してきた面があったことは否定できない。1990年代以降、民間金融機関の融資が減少したため、公的金融機関がやむを得ず補完してきた面もあるが、金融システムのあるべき方向としては、公的金融は民間金融機関を補完するシステムへと移行していくことが必要である。

2. 韓国の金融システム

1950年代、発展途上国の一員にすぎなかつた韓国が先進国にキャッチアップし1996年にはOECDに加盟するに至った。こうした韓国の驚くべき経済発展は、強い成長志向を持った国家の主導、輸出や重化学工業化を推進した財閥を中心とする企業システムによるところが大であったが、この間金融システムは経済システムの中にどの様に組み込まれていたのであろうか、銀行はどのような役割をはたしてきたのであろうか。

(1) 通貨危機発生までの金融システム

(I) 1950年代

韓国は第2次大戦後日本の銀行システムを受け継ぐこととなったが、1950年、アドバイザーとして韓国を訪れていた米国ニューヨーク連銀のブルームフィールドはすべての商業銀行の民営化と中央銀行の独立性強化を推した。これにより日本型システムから米国型システムへの転換がはかられることとなったが、朝鮮戦争の勃発などによりこうした試みも順調には進まなかった¹³⁾。

(II) 1960年代～1970年代

1961年の軍事クーデターにより政権を握った軍事政権は銀行を国有化、さらには政府系金融機関を設立、強化し国家主導の開発金融体制へと移行した。こうした朴政権の時代は経済成長を最優先し、民主主義の一定の犠牲もあり得るとするもので開発独裁と言われるが、政府すなわち官が開発目的達成のため治める金融体制を韓国では官治金融という。こ

うした官治金融の下では、銀行の自律性は失われることとなり、政府は銀行の人事や予算、融資などに深く関与した¹⁴⁾。

なお1960年代における韓国最大の目標は輸出促進であり、銀行も輸出促進のため活用された。こうして金融面から支援された輸出企業は急成長するとともにその後多角化を進め財閥グループを形成することとなった。しかし政府は経済力の集中や信用配分の偏重を防ぐため財閥による銀行業への参入を規制したため、財閥が直接支配する銀行は存在せず、また日本にみられるような銀行と財閥企業による株式の持ち合いもなかった。

その後1970年代において政府は、重化学工業重視へと政策をシフトさせたが、開発金融機関としての韓国産業銀行などが金融面での重要な役割を果たした。

(Ⅲ) 1980年代～1990年代（通貨危機発生まで）

1980年代に入り、先進国にキャッチアップしていく国にふさわしい制度とすべく、また世界的な金融自由化、国際化の流れの中での先進国からの圧力もあり、金融制度の自由化、国際化が徐々に進められた。政府の財閥に対する対応をみると、銀行部門への進出は引き続き抑えたものの、ノンバンクへの進出に対しての規制は緩く、その結果財閥系列ノンバンクによる対財閥融資が増加した。1981年から1983年にかけ金融自由化の一環として銀行の民営化も進められたが、人事権など政府による実質的なコントロールはその後も続き、官治金融は実態として維持された。

1990年代になると、自由化、国際化のテンポは一層速まった。特に金融自由化政策の下ノンバンク設立の認可が安易に行われ、ノンバンクによる財閥企業融資はさらに増加することとなった。

(2) 通貨危機の発生

1997年7月タイに発生した通貨危機は、最終的には韓国にも及んだ。通貨危機の直接的な原因は海外から流入していた資金の急激な流出にあるが、より根本的な原因としてはそれまで存在してきた金融や企業部門の構造的な問題を指摘することができ、1997年1月の韓宝に始まった多くの中堅財閥の破綻はこうした構造的な問題が表面化したものであった。金融システムに関する主な構造的問題点としては、金融監督体制や金融機関に対する健全性規制の不備、銀行の審査能力の低さ、ノンバンクによる節度のない融資などがあった。

1960年代以降の韓国の経済システムが韓国の経済発展に貢献してきたことは疑いもなく、1993年に発行された世界銀行の「The East Asian Miracle」もこうした政府主導型経済モデルを評価したが、1997年の通貨危機の発生により、IMFなどの要求する市場主導型システムに向けての改革が進められることとなった。

(3) 通貨危機発生後の金融システム改革

通貨危機により韓国はIMFから資金支援を受けたが、支援を受けるに際しては金融や企業部門の改革を含む多くの条件（コンディショナリティ）を課されることとなった。1998年2月に就任した金大中大統領がIMFの課した条件の下で進めた金融改革の特徴としては次の点を挙げることができる。

①多額の公的資金を迅速かつ多くの金融機関に投入したこと。

通貨危機発生後2001年末までの間に、資本の注入や不良債権処理のため155兆ウォンとGDPの約30%に達する公的資金が銀行、総合金融会社、保険会社などの金融機関に対し投入された。

②資産管理公社（Korea Asset Management Corporation：KAMCO）の不良債権購入を進め、銀行の不良債権を正常債権から早期に分離したこと。

購入額は、2001年末までに簿価で約100兆ウォンとGDPの2割相當に達した。

③金融機関の再編、国有化、閉鎖を政府のイニシアティブで迅速に断行したこと。

通貨危機の発生により多額の不良債権が発生、不良債権処理のため金融機関の自己資本は大きく低下することとなった。政府は自己資本が過少或いは債務超過となる金融機関に対しては厳しい処置をとり、再編、国有化、閉鎖を断行した。

この他、早期是正措置の導入(1998年4月)、不良債権の定義の「6か月以上延滞」から「3ヶ月以上延滞」への変更(1998年6月)、資産審査におけるFLC(Forward Looking Criteria)の導入、金融監督体制の一元化、金融機関のディスクロージャー義務の強化等が行われ、韓国における金融機関の健全性に関する規制は国際的にみても遜色のない水準まで著しく強化されることとなった。

(4) 改革の成果と今後の課題

アジア通貨危機で大きな打撃を受けた国の中で、韓国経済は最も早く回復に転じその回復力も強かったが、政府主導のもと金融部門や企業部門における改革が迅速に行われたことが大きな要因であった。しかし、今後の課題として残された問題点も決して少なくない。

①民間主導金融システムへの移行およびその確立

まず基本的には、政府の役割に関してである。韓国の金融システムは、通貨危機以前において、政府主導型から市場メカニズムに基づくシステムへの転換を目指していた。通貨危機に対してもIMFの要求に沿った市場原理を重視する改革が進められた。しかし一方、通貨危機からの回復は、自己資本比率が悪化した銀行への資本注入など政府の関与に負うところも大きく、例えば銀行部門における政府の役割はむしろ強まることとなったのである。通貨危機発生後の銀行融資において、個人向け融資が大きく伸びており、また資本注入が行われた銀行の政府保有株の市場売却も進められ、こうしたことが、銀行と企業、銀行と政府の関係に変化をもたらしつつあると考えられるものの、韓国の金融システムに関しては民間銀行が真に自律性を持ったシステムへスムースに移行し、こうしたシステムを確立できるかが大きな課題といってよい。

この韓国の銀行部門がどこまで自律性を高めることができるかという問題は、企業のコーポレートガバナンス強化のためにも重要である。自律性を高めた銀行が企業への監視を強めれば、企業規律の強化も期待できるからである。なお通貨危機後、外国金融機関が経営参加や出資を行った銀行においては、自律性を高める一定の効果がもたらされている。

韓国産業銀行（KDB）などの政府系機関の役割を弱めていくことも、民間主導のシステムへ移行していくためには必要である。現在政府系金融機関は政府保証による低コスト借り入れが可能であるなど民間金融機関と比較し競争上有利な立場にあり、民間金融機関の業務を抑制している面があるからである¹⁵⁾。

②銀行経営体質の健全化

通貨危機後、韓国の銀行は、従来の対企業融資のウェイトを低める一方、デリバティブ、消費者ローン、中小企業向け融資などの分野に積極的に進出した。これら新しい分野への進出は銀行の業績回復の一因ともなったが、一方ではこうした分野における新たな不良債権

発生が懸念されることとなった。十分な引当金の積み増しを含む健全性を重視した経営を行っていくことが求められている。

③ノンバンク部門の強化

業績的には銀行部門は回復を見せたが、ノンバンク部門は不良債権比率も高く問題は残されたままである。特にクレジット・カード会社の経営悪化が進み、韓国最大のクレジット・カード会社であるLGカードは経営危機から政府系の韓国産業銀行が経営権を取得することとなった¹⁶⁾。この他証券会社、保険会社の経営も安定していない。

韓国の金融システム安定化のためには、ノンバンク部門の経営基盤が強化されていくことも必要である。

④資本市場の育成

韓国の金融システムは日本と同様、経済発展に必要な資金の供給という意味においては銀行部門が重要な役割をはたしてきた。通貨危機後、財閥企業が資本市場での調達を増加させたため、社債市場、株式市場いずれも拡大し直接金融のウェイトが高まったが問題点は多く残されている。例えば株式市場は、個人や自己勘定による証券会社の参加が多く、一方機関投資家の参加が少ないため投機的な動きが多く市場が不安定である。機関投資家の育成も含め、資本市場をより高度に発達したものへと発展させていくことが必要である。

3. 日本と韓国の金融システム比較

以上、日本と韓国両国金融システムの特徴、改革の推移、今後の課題などについて述べたが、以下では両国金融システムを比較し、両国システムの類似点、相違点を挙げてみる。

(1) 類似点：

第2次大戦後、両国共に系列、財閥と呼ばれる企業グループを形成しつつ経済発展を成し遂げてきたと言う共通点がある。そして経済発展のため必要な資金を銀行を中心となって供給したという共通点もあった。

この場合、日本における日本開発銀行、韓国における韓国産業銀行のような政府系金融機関も重要な役割を果たしてきた。しかし、両国とも政府系金融機関が長期にわたり金融システムの中で重要な役割を果たしてきたことが民間銀行の競争力を弱めてきた面があり、今後の課題として民間金融機関の競争力を高めるため、政府系金融機関が有する競争上の優位性をなくしていく必要があると考えられる。

以上述べたことと関連するが、金融システムの中での証券会社、保険会社等のウェイトは小さかった。今後両国とも資本市場を発展させていく必要があり、特に韓国の場合証券会社や機関投資家としての保険会社などが育っていく必要がある。

次に両国とも1990年代、不良債権問題や通貨危機等により金融システムが大きく動搖したが、公的資金注入など政府の介入で危機状態を脱した。公的介入により金融システムの崩壊を免れた訳である。こうした不良債権問題や通貨危機の発生は日本や韓国の金融システムが決して健全ではなく、銀行部門について言えばそれまでの企業融資を中心とするビジネスモデルを大きく転換することが求められていたことを示していた。しかしながら、韓国の銀行に関しては個人部門への積極的な進出などビジネスモデルの一定の転換を窺うことができるが、特に邦銀の場合はどのようなビジネスモデルを目指しているのか定まっ

ていない。

(2) 相違点：

日本は、銀行を媒介として三井、三菱、住友などの企業グループを形成してきた。またメインバンク制のもと、銀行が企業に強い影響力を持ち、企業の経営状況を監視する機能を有してきた。強い規制や金融当局の裁量型行政が存在したが、銀行には自律性が存在し、基本的に政府による銀行経営に対する直接的な介入はなかった¹⁷⁾。

また、メインバンク制のもう1つの特徴として、メインバンクとグループ企業の株式の持ち合いがあった。これはグループ外企業や外資などによる買収を防ぐ効果をもたらしたが、グループ企業以外の株主による監視を弱めることとなった。

これに対し韓国では、官治金融の下、銀行には自律性がなく、銀行による企業への融資の多くは政策金融として行われた。すなわち韓国の場合、経済発展のため、国家が金融システムを手足として活用してきたという面が極めて強かった。その結果として銀行は企業を監視する機能も有しなかつたし、また日本のように銀行と企業の株式の持ち合いも行われなかつたという特徴がある。

さらに財閥グループは、総合金融会社、投資信託などの非銀行金融機関（ノンバンク）を持ち、これら金融機関を通しての資金調達を増加させた。こうした金融システムの下では、財閥グループの経営に対するチェック機能が著しく弱いものとなつた。コーポレート・ガバナンス確立のためにも、銀行が政府のコントロールを脱し、自律性を確立すると共に、政府によるノンバンクに対する規制のあり方も十分配慮されていく必要がある。

おわりに

以上述べてきたように、金融システム、特に銀行部門の経済システムの中での位置付けを比較した場合、日韓両国では大きな差異が存在した。今後の課題について言えば、韓国のは、銀行が自律性を持った金融システムを確立することが大きな課題であろう。銀行が自律性を維持してきた日本については、市場金融モデルのウェイトを高めて行くことが必要である。両国の金融システムが安定するためには、こうした課題の克服が必要である。

なお本稿では、日韓両国ともに間接金融優位の金融システムでありながら、何故両国システムに相違が生じてきたのか、社会的背景に関する十分な分析を行っていない。今後こうした面での分析も深めつつ、特に両国金融システムの今後の方向性についての研究を進めていきたい。

(2004年8月2日)

謝辞

本稿は、平成15年度島根県立大学学術教育研究特別助成金による研究の成果である。

注

(日本の金融システム)

- 1) 黒田巖編 (1995) p17
- 2) 三輪芳朗 (1994) 「「金融制度改革」と信託銀行」貝塚啓明、植田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会p178
- 3) 岩田・堀内 (1985) P22-23
- 4) 植田和男 (1993) p37-38
- 5) 岡崎哲二・奥野(藤原)正寛(1993)p9-10
- 6) 黒田巖編 (1995) p9
- 7) 岩田規久男 (1982) p7-8、岩田・堀内 (1985) p13-14
- 8) 寺西重郎 (1996) p91-93
- 9) 寺西重郎 (1993) p83
- 10) 小山 (2004) p102
- 11) 鹿野嘉昭(2001) p50
- 12) 小山 (2004) p47-48、p450
(韓国の金融システム)
- 13) D. C. Cole (2002) P.32.
- 14) 高 (2000) p63
- 15) IMF (2003) p 26
- 16) IMF (2004a) p8-9
- 17) 池尾、黄、飯島 (2001) p173-174

参考文献

(日本の金融システム)

伊藤修 (1995) 『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会

岩田規久男 (1982) 「起債調整にかんする諸問題」『上智経済論集』上智大学経済学会 第29巻第2号 p7-p25

岩田規久男・堀内昭義 (1985) 「日本における銀行規制」『経済学論集』東京大学経済学会第51巻 第1号 p2-p33

植田和男 (1993) 「金融システム・規制」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社

植田和男 (1996) 「メインバンク・システムの制度的・規制的側面」青木昌彦・ヒュー・パトリック編 白鳥正喜監訳 東銀リサーチインターナショナル訳『日本のメインバンク・システム』東洋経済新報社

岡崎哲二・奥野(藤原)正寛(1993) 「現代日本の経済システムとその歴史的源流」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社

金融審議会答申 (2002) 『中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン』金融審議会

黒田巖編 (1995) 『わが国の金融制度』日本銀行金融研究所

小山嘉昭 (2004) 『詳解銀行法』社団法人金融財政事情研究会

鹿野嘉昭(2001) 『日本の金融制度』東洋経済新報社

寺西重郎 (1996) 「戦時期日本のローン・シンジケーションとメイン・バンクシステムの源流」青木昌彦・ヒュー・パトリック編 白鳥正喜監訳 東銀リサーチインターナショナル訳『日本の

メインバンク・システム

寺西重郎（1993）「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社

蟻山昌一編著（2002）『金融システムと行政の将来ビジョン』財経詳報社
(韓国の金融制度)

赤間弘、野呂国央、多田博子（2003）「韓国の金融・企業改革について」『日本銀行調査月報』5月号 日本銀行

池尾和人、黄圭燦、飯島高雄（2001）『日韓経済システムの比較制度分析』日本経済新聞社

大西裕（2001）「産業育成か信用秩序か—日韓金融政策比較」小此木政夫、文正仁編『市場・国家・国家体制』日韓共同研究叢書4 慶應義塾大学出版会

金元重、廉東浩（2000）「韓国における金融危機とシステム改革」『アジアの金融危機とシステム改革』法政大学比較経済研究所 露見誠良編 法政大学出版局

木宮正史（2003）『韓国—民主化と経済発展のダイナミズム』筑摩書房

高龍秀（2000）『韓国の経済システム』東洋経済新報社

小林博（2004）「中国と韓国の金融制度改革について」『北東アジア研究』島根県立大学北東アジア地域研究センター 第6号

根本直子（2003）『韓国モデル 金融再生の鍵』中央公論新社

日本銀行（2004）「資金循環統計の国際比較」『日本銀行調査月報』1月号日本銀行

深川由紀子（2002）「韓国の通貨金融危機と構造調整」『政策危機の国際比較』小川一夫編 日本評論社

The Bank of Korea (2002) *Financial System in Korea* <http://www.Bok.or.kr>

Y.J.Cho(2002) *Financial Repression, Liberalization, Crisis and Restructuring: Lesson's of korea's Financial Sector Policies* ADB Institute Research Paper 47 Asian Development Bank Institute

A.Chopra、K.Kang et al. (2002) "From Crisis to Recovery in Korea : Strategy ,Achievements, and Lessons" in D.T.Coe and Se-Jik Kim(eds.) *Korea Crisis and Recovery* IMF、KIEP

D.C.Cole(2002) "Impact of Early Financial Growth Strategies on Financial Structures and Problems In Three Asian Crisis Countries" in G.Capio and P.Honohan et al. *Finacial Sector Policy For Developing Countries* World Bank and Oxford University Press

International Monetary Fund (2003) *Financial System Stability Assessment* IMF <http://www.imf.org>

International Monetary Fund (2004a) *Republic of Korea Staff Report for the 2003 Article IV , Consultation* IMF <http://www.imf.org>

International Monetary Fund (2004b) *Republic of Korea Selected Issues* IMF <http://www.imf.org>

キーワード 金融制度改革 日本の金融システム 業務分野規制 日本版ピックバン
韓国の金融システム 官治金融 韓国の通貨危機

(Hiroshi KOBAYASHI)